

多摩市国民健康保険財政運営を取り巻く状況

1. 毎年10億円以上を一般会計から繰り入れている状況

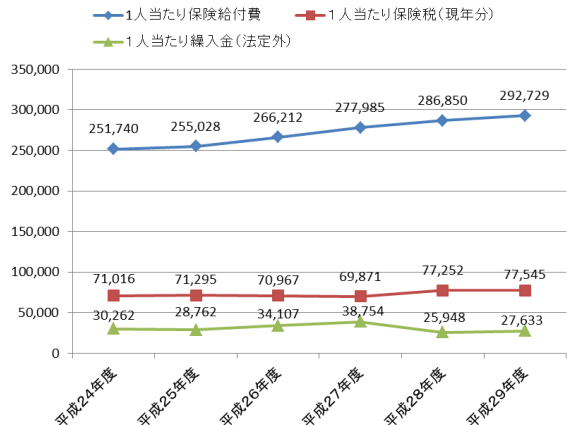
国民健康保険は本来特別会計として独立採算であるべきところですが、保険税収入だけでは、保険給付費がまかなえず、赤字状態が続いています。

このため、毎年10億円を超える金額を一般会計から繰り入れて、収支の均衡を図っている状況です。平成24年度以降、概ね2年に一度保険税率の見直しを行い改善を図っていますが、赤字繰入は解消するには至っていません。

【参考】

多摩市の保険税は、国が作成した「平成28年度市町村国民健康保険における保険料の地域差分析」によると、全国平均1としたときの保険料指数が0.690となっています。

【図1】1人当たり保険給付費・保険税・繰入金(法定外)の推移



2. 被保険者の年齢層が高く、一人あたり医療費は増加傾向

被保険者数は、後期高齢者医療への移行、社会保険の適用拡大等により減少傾向ですが、一人あたり医療費は増加傾向にあります。

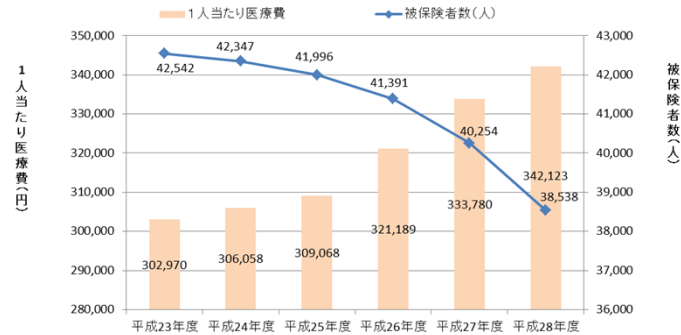
これは、医療の高度化のほか、65歳～74歳の被保険者の割合が毎年増加していて、平成29年度には45.4%になったことがあげられます。また、平成29年度の東京26市の平均は38.5%であるのに対し、多摩市の45.4%は東京26市の中で一番高い状況となっています。

今後、国民健康保険における高齢者の被保険者の割合が増える場合、医療費が増加していくことが予想されます。

【参考】

多摩市では被保険者の健康保持・増進をはかるとともに、医療費の適正化を目指し、「多摩市国民健康保険データヘルス計画」を策定し、各種保健事業を実施しています。国保財政健全化にむけて、益々こうした取り組みが重要になります。

1人当たり医療費と被保険者数の推移



3. 多摩市国保財政健全化計画を策定

平成30年4月、国民健康保険制度改革により新たに東京都が国民健康保険の保険者となり、区市町村と一体となって、国民健康保険の運営にあたっています。

運営にあたり、東京都では、「東京都国民健康保険運営方針」を策定し、国民健康保険の財政の健全化に取り組んでいます。また、各区市町村は「区市町村国保財政健全化計画」を策定し、計画的・段階的に赤字繰入の削減・解消を目指しています。

多摩市国民健康保険の運営に関する指針の目的

これから、誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度の根幹を支える国民健康保険制度を維持していくため、財政の健全化をはかるとともに、保険者機能を強化し多摩市国民健康保険の安定的な運営を目指します。

多摩市国民健康保険の運営に関する取組の方向性

多摩市国民健康保険の運営に関する指針では、多摩市国保財政健全化計画で示した国保財政健全化に向けた取り組み方針の具体的、詳細な内容を示します。

第1期指針に引き続き、「被保険者の健康の保持・増進」、「医療費の適正給付」、「財源の確保」の3項目を推進して、保険者機能強化を目指します。

① 被保険者の健康の保持・増進

○多摩市の医療費では、高血圧性疾患や糖尿病等、生活習慣病に関する疾病に係る医療費が高額です。

○生活習慣病は早期に発見、治療することで重症化することを防ぐことができます。多摩市では、主に生活習慣に起因する疾患について予防並びに重症化の予防といった観点で各種保健事業を実施し、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化に取り組んでいます。

○医療費の適正化は国保財政を健全に運営していくうえで非常に重要であることから、多摩市国民健康保険データヘルス計画に掲げた各種保健事業を推進し、もって被保険者の健康保持・増進を図るとともに、医療費の適正化を目指していきます。

② 医療費の適正給付

○保険給付の適正化の取り組みにより、国民健康保険財政の健全化が図られるだけでなく、国民健康保険事業費納付金(※)の算定にあたっては医療費水準が反映されることから、国民健康保険事業費納付金を抑える効果も期待できます。

○レセプト点検の強化、柔道整復師等療養費の適正化、ジェネリック医薬品(後発医薬品)の利用促進などの取り組みを進めます。

③ 財源の確保

○これまでも、納税環境の整備、口座振替の促進、滞納処分の強化、収納率の向上、保険税率の見直しなどを進め一般会計繰入金(法定外)の抑制に努めてきました。今後も引き続き、財源の確保に努め、解消・削減すべき赤字について、計画的・段階的に削減することを目指します。

※国民健康保険事業費納付金：市町村が支払う保険給付費の全額を、都道府県が市町村に交付(保険給付費等交付金)するための財源として、都道府県が市町村から徴収するものです。都道府県は、都道府県全体の保険給付費の必要額の見込みを立て、必要額を市町村ごとの所得水準や医療費水準を考慮して市町村に配分します。

国民健康保険制度
維持のため

保険者機能強化に向けた具体的な取り組み

1. 被保険者の健康の保持・増進

具体的な取り組み１・２	特定健康診査の実施、特定保健指導の実施
第２期の取り組み内容	第３期多摩市国民健康保険特定健康診査等実施計画並びに第２期多摩市国民健康保険データヘルス計画に定めた取り組みを進める。

具体的な取り組み３	生活習慣病の重篤化リスクのある患者への重症化予防
第２期の取り組み内容	糖尿病性腎症患者への重症化予防及び健診異常値放置者への受診勧奨を行う。

具体的な取り組み４	健康に関する正しい知識、情報の普及・啓発
第２期の取り組み内容	① 従来のイベント等にとらわれず、対象者に応じた情報発信を行っていくなど効果的な方法を検討し実施する。 ② 健康推進課における健康教育、健康相談等とおし引き続き正しい健康情報の発信に努める。

2. 医療費の適正給付

具体的な取り組み１	診療報酬明細書（レセプト点検）の実施
第２期の取り組み内容	① 請求内容点検については、現在の水準の維持に努めるとともに、東京都や東京都国保連合会とも連携しながらより効果的な手法を探っていく。 ② 被保険者の資格点検については、たま広報、市 HP、窓口加入時のガイドブックなどで引き続き届出の啓発を行うとともに、年４回の喪失勧奨通知を発送し資格の適用適正化を進める。 ③ 不当利得に関しては、資格喪失手続きの早期化と被保険者証の回収に努め、不当利得が生じないようにするとともに、医療機関が過誤調整を受け入れやすい手法を検討する。 ④ 第三者行為の把握に関しては、第三者行為の求償事務強化に関する国の通知を踏まえ、案件の早期発見に向けた取組みを引き続き進めるとともに、傷病届提出から求償への事務手続きまでの早期化による確実な債権回収に努める。

具体的な取り組み２	柔道整復師等療養費の適正化
第２期の取り組み内容	引き続き、支給申請書の２次点検、患者調査を実施するなどの点検強化を行うとともに、施術所の調査もあわせて行っていく。

具体的な取り組み３	ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進
第２期の取り組み内容	ジェネリック医薬品の普及率向上のため多摩市国民健康保険データヘルス計画に定めた取り組みを進める。

3. 財源の確保

具体的な取り組み１	納税環境の整備
第２期の取り組み内容	① ペイジー口座振替案内について、加入時の周知を積極的に行っていく。 ② 引き続き休日納税相談等を実施し、被保険者が納付しやすい環境づくりを推進する。

具体的な取り組み２	口座振替の推進
第２期の取り組み内容	① 保険税安定収納のため、引き続き新規加入者、口座振替未利用者に対し、口座振替への切り替えを促す PR を行う。特にペイジー口座振替手続をさらに P R していく。

具体的な取り組み３	滞納処分の強化
第２期の取り組み内容	① 引き続き、財産調査、預金・不動産・給与差押を積極的に行い、滞納処分を推進する。 ② 動産差押についても順次執行していく。

具体的な取り組み４	収納率の向上
第２期の取り組み内容	① 収納率は、26 市平均収納率以上の維持を目指す。 ② 滞納者数を平成 30 年度末時点で 1,900 名以下に減少させ、滞納処分を強化することで、収納率の向上を目指す。

具体的な取り組み５	保険税率の見直し
第２期の取り組み内容	国民健康保険の制度改革により、東京都から標準保険料率が毎年提示されることから、平成 30 年度以降は標準保険料率を参考に保険税率を毎年見直す。 改定率は、前年度比 4％増を基本とする。

具体的な取り組み６	決算補填等目的の法定外一般会計繰入金の計画的、段階的削減
第２期の取り組み内容	① 一般会計繰入金のうち決算補填等目的等の法定外繰入金については、今後 15 年間を目途に削減することを目指します。 ① 赤字削減のため、第 2 期多摩市国民健康保険の運営に関する指針に掲げた各取組みを推進します。